

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題 1. 経済産業大臣への輸出許可、役務取引許可を申請しても不許可となることもあり得るので、許可申請時に添付する「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とすることが、運用通達や提出書類通達で求められている。下線部分は正しい。

問題 2. 外為法第 25 条第 1 項には、2 つの政令が規定されているが、いずれも「外国為替令」のことである。

問題 3. 外為令別表の 8 の項に関連する技術について英訳をする場合、国際輸出管理レジームの 1 つである NSG（原子力供給国グループ）のサイトを参考にとよい。

問題 4. 本邦にある T 大学医学部の G 教授は、外為法に基づく輸出規制を知らなかったので、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（1）に該当するウイルスの輸出許可を取得することなく米国にある M 大学に持ち出した。G 教授は、外為法の規制を知らなかったので、無許可輸出に問われることはない。

問題 5. 輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当する軸受（価額 200 万円）の輸出関連文書は、当該貨物を輸出した日から起算して、5 年間保存する必要がある。

問題 6. 外為法等遵守事項では、「通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告すること。」と規定されている。

問題 7. 技術の該非判定を行う場合は、①外為令別表、②貨物等省令、③運用通達の 3 つを相互にチェックする必要がある。

問題 8. 本邦にあるメーカー M は、来月、インドで行われる国際展示会に輸出令別表第 1 の 3 の項（2）9 に該当するポンプを出品する予定である。国際展示会終了後、本邦に当該ポンプを持ち帰るのであれば、出品時の輸出許可は不要である。

問題 9. 本邦にある大学 X の米国人留学生 H は、初来日から 8 ヶ月を経過している。留学生 H は、A I のプログラムの能力が優秀なので、米国の国防総省から留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生 H は、特定類型②にあたる。

問題 10. 本邦にある R 大学は、NC ソフト（外為令別表の 2 の項（2）に該当）を米国にある S 大学から借りたが、性能が良くなかったので、1 週間も経たずに S 大学に返却する予定である。この場合、もともと S 大学の NC ソフトなので役務取引許可は不要である。

問題 11. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する軍用通信機（2 セット）を米国にあるメーカー Y より購入し、フランスにあるメーカー Z に売る場合、仲介貿易取引許可が必要である。なお、当該軍用通信機は、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される。

問題 12. 本邦にあるメーカー N は、自社の株主に工場見学を実施している。工場見学のルートには、外為令別表の 9 の項に該当する製造技術があるが、株主であって、事前にインターネットで申し込みをすれば、抽選で工場見学できることになっている。メーカー N では、来月、非居住者の外国人株主 30 名の工場見学を受け入れる予定であるが、この場合、役務取引許可は必要である。

問題 13. 本邦の大学院生 X は、輸出令別表第 1 の 6 の項（7）1 に該当するロボット（1 台・価格 1,000 万円）を無許可でタイにある軍事関連企業 Y に輸出した。外為法第 69 条の 6 第 1 項により、刑事罰が科される場合、10 年以下の拘禁刑若しくは 3,000 万円以下の罰金に処され、又これを併科される。下線部分は正しい。

問題 14. 役務通達用語の解釈では、「検査」や「試験」は、「設計」に含まれる。

問題 15. 少額特例を規定する輸出令第 4 条第 1 項第五号は、キャッチオール規制の要件とは全く関係がないので、需要者、用途に関わらず、輸出許可は不要である。

問題 16. キャッチオール規制における需要者の確認は、輸出先が企業の場合は、法人単位で行う。下線部分は正しい。

問題 17. 本邦にあるメーカー X は、タイの警察から、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号通信装置 5 台を総額 900 万円で受注した。用途は、反政府デモなど治安維持のために用いられるものであることが判明しているが、この場合、メーカー X は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて直ちに輸出することができる。

問題 18. 本邦にあるメーカーTは、輸出令別表第1の16の項(1)に該当する旋盤の引き合いを受けたので、引き合いがあったパキスタンの企業Xのホームページを確認したところ、過去にパキスタン軍のために大陸間弾道ミサイルを開発し、納入した実績があると記載されていた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。

問題 19. 個別輸出許可も個別役務取引許可も有効期間は6ヶ月であるが、経済産業大臣によって、特に必要があると認められる場合は6ヶ月を超す有効期間も認められる。

問題 20. 輸出許可の申請者は、法人の場合、原則、代表権者（代表権を委任されたものを含む。）である。

問題 21. 外為法第55条の10第1項では、輸出者等遵守基準を定めなければならないのは、経済産業大臣と規定されている。下線部分は正しい。

問題 22. 本邦の大学院生Xは、自作した天体観測用の暗号通信プログラムP（外為令別表の9の項(1)に該当）を来月1日から、誰でも無償で利用できるように自分のホームページにアップロードする予定である。この場合、大学院生Xは、役務取引許可申請は、不要である。

問題 23. 本邦にある貿易会社Xは、英国にあるメーカーYから、スマートフォンの部品の製造に使用するため、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する電波吸収材（総価額4万円）の注文を受けた。貿易会社Xが、当該電波吸収材をメーカーYに輸出する場合、少額特例により輸出許可は不要である。

問題 24. 本邦にあるメーカーXは、6か月に1度の割合で、輸出令別表第1の16の項(1)8に該当するマイコンのみをベトナムにあるメーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。

問題 25. 本邦にあるメーカーMが、輸出令別表第1の16の項(1)に該当するレーダーをインドにある大学Pに輸出する際、用途は「航続距離が300キロメートルを超える、貨物運送用の無人航空機の製造に使用する。」と連絡を受けた。この場合、メーカーMは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

2026年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第70回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号ホ及びヘ並びに同条第 2 項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第五号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達 1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙 1）に記載されている。
輸出令別表第 3 の地域（グループ A）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第 1（外為令別表）の 1 から 15 の項までに該当する貨物（技術）をいう。